

越谷市いのち支える自殺対策推進計画

～誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指して～

[概要版]

平成31年(2019年)3月



越谷市

「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」

計画策定の背景

平成28年（2016年）4月には自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけるとともに、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務づけることになりました。さらに、同法の改正を受けて、平成29年（2017年）7月に自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組や若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進などの内容が盛り込まれました。

計画策定の目的

自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すものです。本市においては、平成30年（2018年）6月に越谷市自殺対策推進条例を制定し、これを踏まえ、自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、本計画を策定するものです。

計画の期間

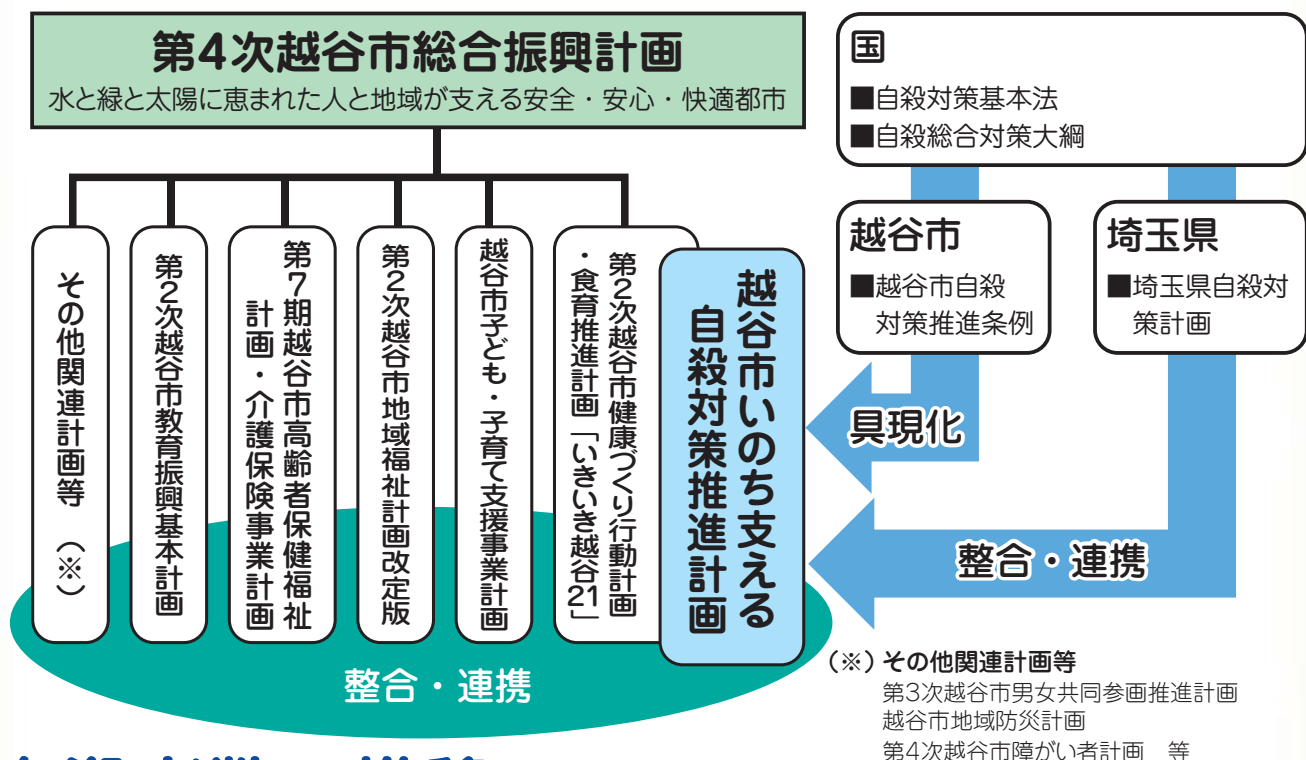
本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
いきいき越谷21 第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画									

計画の位置づけ

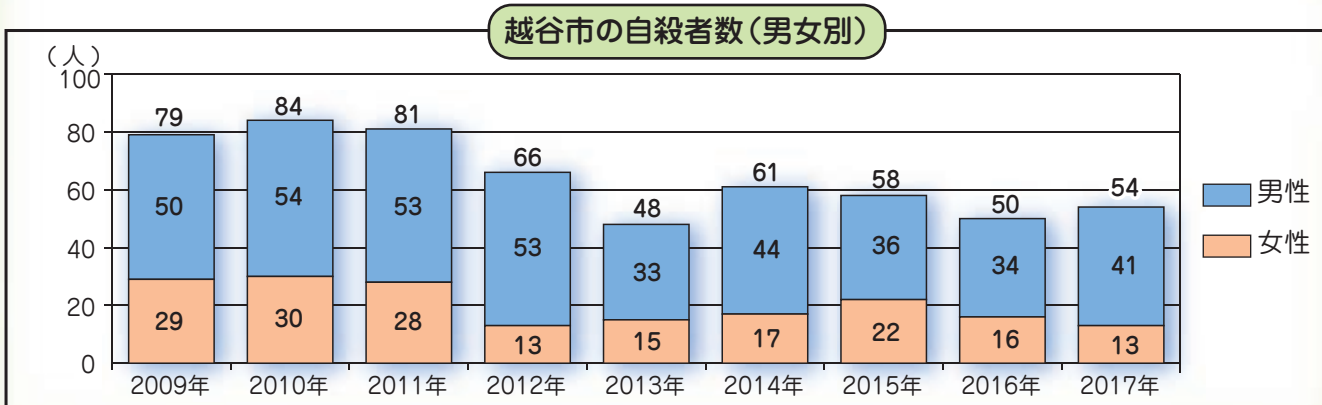
本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定められた「市町村自殺対策計画」として、大綱及び越谷市自殺対策推進条例の趣旨を具現化するものとして位置づけられます。

また、本計画は「第4次越谷市総合振興計画」のもとで「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」と一体となり、「越谷市子ども・子育て支援事業計画」「第2次越谷市地域福祉計画改訂版」「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「第2次越谷市教育振興基本計画」「その他関連計画」等と整合・連携を図りながら策定するものです。



自殺者数の推移

本市の自殺者数は、2011年までは80人前後で推移していましたが、2012年以降はやや減少し、近年は年によって変動はあるものの、概ね50～60人台で推移しています。男性のほうが女性より多くなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

基本理念

本計画は、国の大綱や県の自殺対策計画で示している「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とともに、越谷市自殺対策推進条例の理念を踏まえ推進していきます。

数値目標

国は大綱において、2026年までに自殺死亡率を2015年より30%以上減少させることを目標として定めています。また、埼玉県も同様の目標を設定していることから、本市においても2025年の自殺死亡率を2015年より30%以上減少させることとし、本計画の最終年度にあたる2023年の自殺死亡率を13.1以下とすることを数値目標として設定します。

越谷市の達成指標

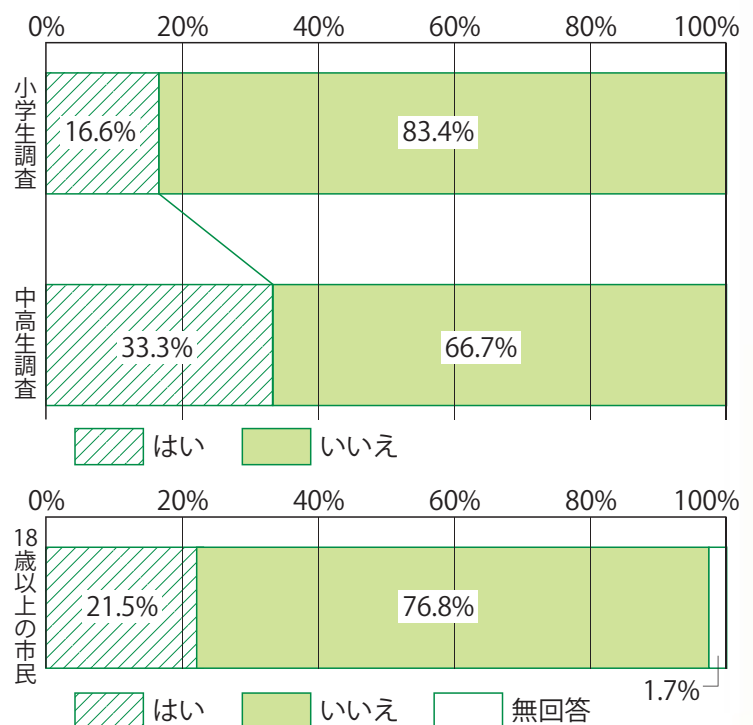
	2015年(実績)	2023年	2025年(参考)
自殺死亡率	17.5	13.1	12.2
対2015年比	100%	75.2%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

市民意識調査

・「青少年意識調査」の結果によると、「誰にも言えないくらい困ったことがあるか」の問いに、小学生調査では、「はい」が16.6%、中高生調査では、「はい」が33.3%と、自殺に結びつく可能性のある悩み事を抱えている子が2~3割いることが分かります。

・「市政世論調査」の結果によると、「死にたいと思ったことがあるか」の問いに、18歳以上の市民で「はい」が21.5%、「いいえ」が76.8%となっています。



施策の体系

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない越谷の実現を目指す

基本施策

- (1) 自殺に関する調査及び研究
- (2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進
- (3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成
- (4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実
- (5) 適切な精神医療が受けられる環境の整備
- (6) 自殺防止のための包括的な取組の推進
- (7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援
- (8) 自死遺族等に対する支援
- (9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援
- (10) その他自殺対策に必要な施策の推進

重点施策

- (A) 子ども・若者の自殺対策の推進
- (B) 高齢者の自殺対策の推進
- (C) 労働問題による自殺対策の推進

計画の推進

- (1) 官民協働による関係機関の連携推進
- (2) 市役所内の理解促進と推進体制の充実
- (3) 計画の評価

施策の展開

基本施策

(1) 自殺に関する調査及び研究

- 市民の意識調査に基づく調査研究
- 自殺の実態に関する調査研究

(2) 自殺に関する市民一人一人の気づきと見守りの促進

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間について
- 正しい知識の普及啓発
- 市民向けの講演会等の実施

(3) 自殺対策に関する人材の確保及び育成

- 市民を対象とする研修の実施
- 市職員の資質向上
- 専門領域におけるゲートキーパー等の育成

(4) 心の健康づくりの相談体制の整備及び充実

- 自殺リスクのある方への支援と専門相談の充実
- 生活困窮者・障がい者への相談支援
- 妊産婦・子育て世代への相談支援
- 児童生徒・保護者に対する相談支援

(5) 適切な精神医療が受けられる環境の整備

- 医療と結びつくための支援の充実
- 医療機関との連携強化

(6) 自殺防止のための包括的な取組の推進

- 地域におけるネットワークの強化
- 庁内における連携強化

(7) 自殺未遂者及びその親族等に対する支援

- 自殺未遂者に対する早期介入
- 自殺未遂者の親族等への支援

(8) 自死遺族等に対する支援

(9) 自殺対策に関する活動を行う民間団体に対する支援

(10) その他自殺対策に必要な施策の推進

重点施策

(A) 子ども・若者の自殺対策の推進

- 居場所づくり
- 自殺の予防を考える教育の実施
- 教職員に対する研修等の実施
- いじめや不登校等への相談支援の充実
- 障がい児・保護者に対するサポート体制の整備

(B) 高齢者の自殺対策の推進

- 高齢期の自殺リスクのある方への支援の充実
- 居場所（住まい）の確保
- 社会参加の促進と孤立予防
- 要介護者・家族への相談支援の充実
- 地域における社会資源の活用

(C) 労働問題による自殺対策の推進

- 労働問題に関する支援の充実
- 就労支援に関する支援の充実
- 労働環境の改善とメンタルヘルス対策の推進

計画の推進

1 官民協働による関係機関の連携推進

自殺対策は、医療、保健、福祉、生活、教育、労働等に関する様々な機関や団体、関係者の参加のもと、官民協働による連携を通じて総合的に推進していくことが必要です。自殺対策に係るネットワークへの幅広い参画を促し、地域の関係者間で自殺対策の重要性に関する認識や自殺対策の理念、目的等を共有するとともに、それぞれの主体が果たすべき役割の明確化、共有化を図ることで、地域ぐるみで自殺対策の取組を推進していきます。

2 市役所内の理解促進と推進体制の充実

自殺対策の推進にあたっては、市役所内の幅広い分野の関係課所が参画し、庁内横断的な体制を整えることが必要です。市役所内において自殺対策の重要性についての理解促進を図りながら、庁内推進体制を充実させていきます。

3 計画の評価

本計画で掲げた自殺対策に関する事業については、年度ごとに越谷市自殺対策連絡協議会に諮り、評価を行います。PDCA(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:見直し)サイクルに基づき、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、自殺対策を推進していきます。また計画の最終年度にあたる2023年度には計画期間中の総括を行い、計画全体の評価を行うとともに、次期計画の策定に向けた資料とします。

